

議案第18号

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

上記の議案を提出する。

2023年9月20日提出
町田市教育委員会
教育長 坂本 修一

(提案理由説明)

本件は、次の理由により改正するものです。

- (1) 武道場等の利用登録の年齢要件を引き下げするため
- (2) 学校開放を行う日について、夏季期間のみ長時間の利用を可能としている規定を改めるため
- (3) 本町田小学校の特別教室を、学校開放の対象施設から削るため

別紙のとおり、町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則を一部改正したい。なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

改正の理由は、次のとおりです。

- (1) 武道場等の利用登録の年齢要件を引き下げるため
- (2) 学校開放を行う日について、夏季期間のみ長時間の利用を可能としている規定を改めるため
- (3) 本町田小学校の特別教室を、学校開放の対象施設から削るため

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

(1) 第1条関係

- ア 武道場等の利用に係る利用登録の対象となる団体の代表者の年齢要件を、18歳以上から高校生相当の15歳以上に引き下げるため、関係する規定を改めます。(第7条関係)
- イ 体育館、校庭、特別教室等の利用について、夏季期間のみ通常の平日より長い時間利用できるようにしていたものを、夏季に限らず学校の休業日であれば同様に利用できるよう規定を改めます。(別表関係)
- ウ 利用登録の様式について、代表者が未成年者である場合の保護者の連絡先記入欄を加えます。(第1号様式関係)
- エ その他文言の整理を行います。

(2) 第2条関係

本町田小学校の多目的室等に関する規定を削ります。(別表関係)

3 施行期日

改正内容の(1)は令和5年10月1日から、(2)は令和6年4月1日から施行します。

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則（平成17年10月町田市教育委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後

改正前

(利用登録)

第7条 条例第7条第1項に規定する町田市学校開放施設利用登録（以下「利用登録」という。）の対象となる団体は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

(1) 市内に活動拠点のある団体で、代表者が市内に在住する18歳以上の者（武道場及び特別教室の利用登録にあつては、15歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した者）であること。

(2) ・ (3) 略

2 略

3 利用登録は、次に掲げる開放施設の区分ごとにこれを行わなければならない。

(1) ～ (3) 略

(4) 特別教室（町田第一中学校の特別教室を除く。第5項及び第7項並びに次条において同じ。）

4～9 略

別表（第5条、第8条、第10条関係）

開放施設		開放日及び開放時間		申請期間
施設の種類	施設区分			
体	南つくし野小学	<u>学校の休業</u>	午後5時か	利用日の属する

(利用登録)

第7条 条例第7条第1項に規定する町田市学校開放施設利用登録（以下「利用登録」という。）の対象となる団体は、次に掲げる要件を満たしているものとする。

(1) 市内に活動拠点のある団体で、代表者が市内に在住する18歳以上の者であること。

(2) ・ (3) 略

2 略

3 利用登録は、次に掲げる開放施設の区分ごとにこれを行わなければならない。

(1) ～ (3) 略

(4) 特別教室（町田第一中学校の特別教室を除く。第5項及び第7項並びに第8条において同じ。）

4～9 略

別表（第5条、第8条、第10条関係）

開放施設		開放日及び開放時間		申請期間
施設の種類	施設区分			
体	南つくし野小学	<u>夏季期間を</u>	午後5時か	利用日の属する

育 館	校を除く小学校 町田第一中学校 町田第二中学校 南中学校 つくし野中学校 成瀬台中学校 南成瀬中学校 鶴川中学校 鶴川第二中学校 薬師中学校 忠生中学校 山崎中学校 小山中学校 堺中学校 武蔵岡中学校	日を除く平日	ら午後9時 まで	月の前月の第1 土曜日から利用 日までの間にお いて、運営委員 会が指定する日 まで
		学校の休業 日の平日	午前8時か ら午後9時 まで	
		略	略	
	略	略	略	
校 庭	南つくし野小学 校を除く小学校 町田第一中学校 南大谷中学校 南中学校 つくし野中学校 成瀬台中学校 南成瀬中学校 鶴川中学校 鶴川第二中学校	学校の休業 日を除く平日	午後5時か ら午後9時 まで	利用日の属する 月の前月の第1 土曜日から利用 日までの間にお いて、運営委員 会が指定する日 まで
	学校の休業 日の平日	午前8時か ら午後9時 まで		
	略	略		
略	略	略		

育 館	校を除く小学校 町田第一中学校 町田第二中学校 南中学校 つくし野中学校 成瀬台中学校 南成瀬中学校 鶴川中学校 鶴川第二中学校 薬師中学校 忠生中学校 山崎中学校 小山中学校 堺中学校 武蔵岡中学校	除く平日	ら午後9時 まで	月の前月の第1 土曜日から利用 日までの間にお いて、運営委員 会が指定する日 まで
		夏季期間の 平日	午前8時か ら午後9時 まで	
		略	略	
	略	略	略	
校 庭	南つくし野小学 校を除く小学校 町田第一中学校 南大谷中学校 南中学校 つくし野中学校 成瀬台中学校 南成瀬中学校 鶴川中学校 鶴川第二中学校	夏季期間を 除く平日	午後5時か ら午後9時 まで	利用日の属する 月の前月の第1 土曜日から利用 日までの間にお いて、運営委員 会が指定する日 まで
	夏季期間の 平日	午前8時か ら午後9時 まで		
	略	略		
略	略	略		

	薬師中学校 金井中学校 忠生中学校 山崎中学校 木曾中学校 小山中学校 武蔵岡中学校				
プ ー ル	小学校全校 つくし野中学校 鶴川第二中学校 金井中学校	<u>学校の休業日</u> のうち各 校15日以 内で教育委 員会が指定 する日	午前9時か ら午後3時 まで	当日のみ	
特 別 教 室	本町 小学校	多目的室 ランチル ーム	<u>学校の休業日</u> を除く火 曜日及び木 曜日	午後6時3 0分から午 後9時まで	利用日の属する 月の前月の第1 土曜日から利用 日の7日前まで
			<u>学校の休業日</u> の火曜日 及び木曜日	午後1時か ら午後9時 まで	
			略	略	
	木曾 境川 小学 校	音楽室 家庭科室 ランチル ーム	<u>学校の休業日</u> を除く火 曜日及び木 曜日	午後6時3 0分から午 後9時まで	

	薬師中学校 金井中学校 忠生中学校 山崎中学校 木曾中学校 小山中学校 武蔵岡中学校				
プ ー ル	小学校全校 つくし野中学校 鶴川第二中学校 金井中学校	<u>夏季期間</u> の うち各校1 5日以内で 教育委員会 が指定する 日	午前9時か ら午後3時 まで	当日のみ	
特 別 教 室	本町 小学校	多目的室 ランチル ーム	<u>夏季期間</u> を 除く火曜日 及び木曜日	午後6時3 0分から午 後9時まで	利用日の属する 月の前月の第1 土曜日から利用 日の7日前まで
			<u>夏季期間</u> の 火曜日及び 木曜日	午後1時か ら午後9時 まで	
			略	略	
	木曾 境川 小学 校	音楽室 家庭科室 ランチル ーム	<u>夏季期間</u> を 除く火曜日 及び木曜日	午後6時3 0分から午 後9時まで	

			<u>学校の休業日</u> の火曜日及び木曜日	午後1時から午後9時まで	
			略	略	
小山ヶ丘小学校	理科室 図工室 音楽室 第3音楽室 家庭科室	<u>学校の休業日</u> を除く火曜日及び木曜日	午後6時30分から午後9時まで		
		<u>学校の休業日</u> の火曜日及び木曜日	午後1時から午後9時まで		
		略	略		
略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	
体育館 空調設備	南つくし野小学校を除く小学校 町田第一中学校 町田第二中学校 南中学校 つくし野中学校 成瀬台中学校 南成瀬中学校 鶴川中学校 鶴川第二中学校	<u>学校の休業日</u> を除く平日	午後5時から午後9時まで	別に定める。	
		<u>学校の休業日</u> の平日	午前8時から午後9時まで		
		略	略		

			<u>夏季期間</u> の火曜日及び木曜日	午後1時から午後9時まで	
			略	略	
小山ヶ丘小学校	理科室 図工室 音楽室 第3音楽室 家庭科室	<u>夏季期間</u> を除く火曜日及び木曜日	午後6時30分から午後9時まで		
		<u>夏季期間</u> の火曜日及び木曜日	午後1時から午後9時まで		
		略	略		
略	略	略	略	略	
略	略	略	略	略	
体育館 空調設備	南つくし野小学校を除く小学校 町田第一中学校 町田第二中学校 南中学校 つくし野中学校 成瀬台中学校 南成瀬中学校 鶴川中学校 鶴川第二中学校	<u>夏季期間</u> を除く平日	午後5時から午後9時まで	別に定める。	
		<u>夏季期間</u> の平日	午前8時から午後9時まで		
		略	略		

	薬師中学校 忠生中学校 山崎中学校 小山中学校 堺中学校 武蔵岡中学校			
略	略	略	略	略

備考

- 1 学校の休業日とは、町田市立学校の管理運営に関する規則（昭和42年6月町田市教育委員会規則第2号）第4条第1項又は第2項に規定する学校の休業日をいう。

2～7 略

	薬師中学校 忠生中学校 山崎中学校 小山中学校 堺中学校 武蔵岡中学校			
略	略	略	略	略

備考

- 1 夏季期間とは、7月21日から8月31日までをいう。

2～7 略

第1号様式中

添付書類	構成員名簿
------	-------

「

添付書類	構成員名簿
------	-------

を

保護者連絡先 ※代表者が未成年者である場合は、保護者の連絡

」

氏名
電話番号

先を記入してください。

に改める。

」

第2条 町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後					改正前					
別表（第5条、第8条、第10条関係）					別表（第5条、第8条、第10条関係）					
開放施設		開放日及び開放時間		申請期間	開放施設		開放日及び開放時間		申請期間	
施設の種類	施設区分				施設の種類	施設区分				
略	略	略	略	略	略	略	略	略	略	
特別教室				利用日の属する月の前月の	特別教室	本町小学校	多目的室ランチルーム	学校の休業日を除く火曜日及び木曜日	午後6時30分から午後9時まで	利用日の属する月の前月の

					第 1 土曜 日から利 用日の 7 日前まで			<u>学校の 休業日 の火曜 日及び 木曜日</u>	<u>午後 1 時から 午後 9 時まで</u>	第 1 土曜 日から利 用日の 7 日前まで
	略	略	略	略			略	<u>日 曜 日、土 曜日及 び祝日</u>	<u>午前 9 時から 午後 9 時まで</u>	
	略	略	略	略			略	略	略	
	略	略	略	略	略		略	略	略	略
備考 略						備考 略				

附 則

この条例中第 1 条の規定は令和 5 年 1 0 月 1 日から、第 2 条の規定は令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

様式新旧対照表（改正後）

第1号様式（第7条関係）

町田市学校開放施設利用登録申請書

年 月 日

町田市教育委員会 様

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則第7条第4項の規定により、次のとおり学校開放施設の利用登録を申請します。

団体名				登録番号	
利用施設				活動内容	
代表者	氏名			生年月日	年 月 日
	住所	〒			
	電話番号				
登録人員	在住者		在勤者		計 人
	在学者		その他		
添付書類	構成員名簿				

保護者連絡先 ※代表者が未成年者である場合は、保護者の連絡先を記入してください。

氏名
電話番号

様式新旧対照表（改正前）

第1号様式（第7条関係）

町田市学校開放施設利用登録申請書

年 月 日

町田市教育委員会 様

町田市立学校施設の開放に関する条例施行規則第7条第4項の規定により、次のとおり学校開放施設の利用登録を申請します。

団体名				登録番号	
利用施設				活動内容	
代表者	氏名			生年月日	年 月 日
	住所	〒			
	電話番号				
登録人員	在住者		在勤者		計 人
	在学者		その他		
添付書類	構成員名簿				